

# 第1回

## 動物愛護管理業務のあり方検討会議

令和3年6月9日（水） 14：00～16：00

ZOOMを用いたWeb会議

## 第1回動物愛護管理業務のあり方検討会議 出席者名簿

所 属 団 体	氏 名	所属及び役職
公益社団法人北海道獣医師会	高橋 徹	会 長
認定NPO法人HOKKAIDO しっぽの会	上杉 由希子	代 表
酪農学園大学	川添 敏弘	獣医学群獣医保健看護学類教授
札 幌 市	千葉 司	保健福祉局保健所 動物管理センター所長
旭 川 市	内田 和博	保健所動物愛護センター所長
函 館 市	橋野 誠司	保健所生活衛生課長
北 海 道	佐藤 吾郎	保健福祉部健康安全局 食品衛生課長
	家山 正吾	石狩振興局保健環境部 くらし・子育て担当部長
	富樫 宇一	石狩振興局保健環境部保健行政室 (江別保健所) 生活衛生課長

事 務 局  (北海道環境生活部環境局 自然環境課)	高橋 奉己	自然環境担当局長
	鈴木 英樹	動物管理担当課長
	山中 恭史	主幹(動物管理)
	高橋 学察	主査(動物愛護)
	杉村 直樹	主査(特定動物)

第1回動物愛護管理業務のあり方検討会議  
会 議 次 第  
(令和3年6月9日開催)

議 事

- 1 現状と課題等について【事務局説明】
- 2 課題への対応策について【意見交換】
- 3 その他

配布資料

- 1 現状と課題等
- 2 課題への対応策について【議論のたたき台】

(参考資料) 他自治体の対応事例

## 現状と課題等

	動物愛護管理センター	犬猫の収容施設	ペットの緊急収容	関係団体との連携
現状	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 動物愛護管理法にセンター機能が新たに規定【令和元年】</li> <li>○ 47都道府県中、道のみセンター未設置</li> <li>○ 道民が動物とふれあう施設がない(動物愛護施策の遅れ)</li> <li>○ 北海道獣医師会からセンター設置の要望あり【令和2年】</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 保健所・支所(40か所)で収容(犬抑留所の活用)</li> <li>○ 近年、引取頭数が減少、収容期間が長期化</li> <li>○ 今後、国により地方自治体収容施設の施設管理指針が策定される</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 多頭飼育崩壊や災害の発生時に、犬猫数十頭の緊急収容が困難</li> <li>○ 新型コロナウイルス感染者のペットの隔離収容が困難 ※多頭飼育崩壊時等には、動物愛護団体等が緊急収容 ※災害時には、獣医師会等が緊急シェルターの設置(動物病院、ペットホテル等)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 北海道獣医師会に、負傷動物の治療等を委託(全道の指定動物病院)</li> <li>○ 各動物愛護団体は、多頭飼育崩壊や犬猫の譲渡等において貢献が大きい</li> <li>○ 札幌市、旭川市、函館市、小樽市等と普及啓発等で連携</li> <li>○ 収容動物を用いた実習等にあたり、獣医系大学等と連携できる可能性あり</li> </ul>
課題	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 広大な道では、センター1か所では対応困難。地域状況に応じた効率的な体制検討が必要</li> <li>○ 「動物とのふれあい」を提供する機能の確保</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 長期収容に適した環境確保(感染症対策、暖房設置など)</li> <li>○ 施設管理指針への適合</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 犬猫数十頭を緊急収容、隔離収容する機能の確保(収容場所への搬送も含む)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 関係団体等と連携協力の継続</li> <li>○ 新たな連携方策等の検討</li> </ul>
検証	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ ロードマップを定めた計画的な対応など、一定期間、腰を据えた検討が必要</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 引取窓口・収容施設の集約、長期収容対応の集約(犬猫搬送)等、効率化の検討が必要</li> <li>○ 地域状況に応じた効率的な体制検討の上、施設管理指針適合に向けた施設整備等を進めることが必要</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 本道に1か所以上は十分な収容能力がある施設機能を確保、緊急時は搬送収容する等、体制の検討が必要</li> <li>○ 新型コロナウイルス感染症など感染者のペットの緊急的な預かり対応はこれまで想定せず、同様事例発生に備えた対応の検討が必要</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 獣医師会、動物愛護団体等との意見交換、関係市と類似業務(動物の引取り・収容等)における連携協力の検討が必要</li> <li>○ 獣医系大学も含めた意見交換で効率的な体制の検討が必要</li> </ul>

- 道では、1か所の収容施設等での対応は困難なため、遊休施設や廃校の利用等、幅広い視点でのコスト削減を検討
- グリーンツーリズム(修学旅行誘致)や就労支援への活用など、動物愛護管理行政のみに留まらない活用方法も検討

## 課題への対応について【議論のたたき台】

論 点	想定される方向性
本道の広域性を踏まえた業務のあり方	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 本道の広域性を踏まえると、犬猫の引取窓口は現行 40 か所（保健所及び支所）を維持することが妥当ではないか。※狂犬病発生時の措置を考慮すると、各保健所・支所に犬抑留所の設置が必要。</li> <li>○ 保健所・支所で犬猫の収容が長期間に渡る場合、長期収容に適した環境が確保されている施設に移送して飼養管理を集約・効率化する対応が必要ではないか。</li> </ul>
災害時、多頭飼育崩壊時、新型コロナウイルス感染症発生時等における緊急収容、長期収容への対応	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 犬猫の収容が長期間に渡る場合、災害や多頭飼育崩壊等の発生時、感染症拡大時等に対応するため、長期収容環境の確保が必要であるが、引取件数の減少や道民の利便性等を踏まえ、全道複数か所に長期収容機能を確保してはどうか（引取りは各保健所で行い長期収容となる場合は搬送する）。</li> <li>○ 旭川市を中心とする道北、帯広・釧路を中心とする道東、函館市を中心とする道南、道央は札幌市において動物愛護管理センターが設置されていることから札幌市近郊を想定してはどうか。</li> </ul>
動物ふれあい事業への対応	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 長期収容機能の確保にあたっては、譲渡用犬猫の展示施設の設置や、可能な限り不妊措置やワクチン接種を施すなど、譲渡推進と感染症対策の取組が必要ではないか。※展示施設ではふれあい事業も対応</li> <li>○ 本検討と併せてシンポジウムを開催するなど、より多くの関係者（団体）が連携して、本道の動物愛護管理思想の推進に取り組む機運を醸成してはどうか。</li> </ul>
関係団体等との協働等、動物愛護管理センター機能の確保や運用	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 道単独ではなく、愛護団体（個人ボランティア含む）や獣医師会、大学等の関係団体と連携してそれぞれの機能を補うような北海道型のセンター機能確保の手法があるのではないか。</li> <li>○ 類似業務を所管する札幌市、旭川市及び函館市や、独自に譲渡事業等に取り組んでいる市町村と、道が検討する長期収容機能の確保にあたり、連携協力できないか。</li> <li>○ 機能を担う場所や組織を改めて整理し、北海道型の「動物愛護管理センター」と定義してはどうか。</li> <li>○ 既存の施設や未利用の施設を使用するなど効率的な整備を進めるべきではないか。</li> <li>○ 長期収容している動物とのふれあい事業を積極的に展開するためにも動物愛護団体との連携を強化すべきではないか。</li> <li>○ 道内複数か所を同時に確保することにこだわらず、関係団体との連携によりまずは機能確保が可能な地域から実施し全道展開を進めてはどうか。</li> </ul>

## 他自治体の対応事例

### 1 神奈川県動物保護センター

- (1) 平成31年年度の開設を目標に、老朽化したどうぶつ保護センターを建替え
- (2) 「動物保護センター建設基金」を立ち上げ、8,618件、2億8千万円を超える寄付が寄せられた。

※旭川市でも、動物愛護センターの活動支援金を、ふるさと納税を活用して募集。

### 2 東京都動物愛護相談センター

- (1) 都の基準に適合する動物愛護団体を登録
- (2) センターで引取った動物を登録団体に譲渡、連携して新しい飼い主さがしを実施。
- (3) 犬の大半が団体譲渡であり、センターでできる限り避妊去勢するなど、団体が譲渡しやすいように配慮
- (4) 登録団体への補助金等はなし。  
負傷動物の譲渡にはシーツや療養食等、子犬や子猫のミルクボランティアにはミルクや哺乳瓶等の現物支給制度あり

### 3 鳥取県

- (1) センター機能の一部（保健所で引き取った犬猫の飼養・譲渡、普及啓発）を民間シェルター「アミティエ」に業務委託
  - ① 犬猫を保健所で引き取り
  - ② 公示（飼い主不明の場合）
  - ③ 

}	アミティエに収容・譲渡（空きがある場合）
	県の登録ボランティア(個人・団体)に収容・譲渡
	保健所で収容継続・譲渡
- (2) 一番多いのは、登録ボランティアへの収容・譲渡。  
「アミティエ」への収容は1/3ほど。
- (3) 登録ボランティアへの補助金等はなし。  
病気の治療費、避妊去勢手術代、譲渡会の会場費について県の助成制度あり(1/2)

### 4 福井県、三重県、広島県

県が設置した動物愛護センター等において、犬猫の捕獲、引取り、保管、処分（返還、譲渡、殺処分）等を民間委託

### 5 府県と市が協働で動物愛護センターを設置する事例

- (1) 京都府と京都市
- (2) 宮崎県と宮崎市
- (3) 秋田県と秋田市 など